

かすみがうら市教育委員会10月定例会会議録（HP掲載分）

1 招集期日

平成26年10月28日（火）

2 招集場所

霞ヶ浦庁舎 大会議室

3 出席委員

委員長	田澤高保
委員	中島和彦
委員	飯村恵子
委員	宮本雪代
教育長	大山隆雄

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教育部長	飯田泰寛
学校教育課長	坂本重男
生涯学習課長	
(兼)あじさい館長	中泉栄一
生涯学習課副参事(兼)図書館長	宮本敏光
郷土資料館長	屋代久雄
霞ヶ浦公民館長	
(兼)千代田公民館長	齋藤裕之
学校教育課教育指導室長	塚谷吉行
学校教育課課長補佐	齋藤隆男
学校教育課総務係長	鈴木教男

6 協議事項

7 会議の概要

開会 午前9時00分

- 教 育 部 長 : 起立、礼、着席
 本日は、定例教育委員会に出席していただきまして、大変ご苦勞様でございます。それでは、委員長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。
- 委 員 長 : おはようございます。それでは、早速ですが、會議に移らせていただきます。本日は、教育委員5名が出席されておりますので、會議は成立いたします。これより10月の定例教育委員会を開催いたします。
 最初に、教育長より事務報告を求めます。
- 教 育 長 : 資料教育長動静により報告する。(10月の教育長事務報告、内容省略)
- 委 員 長 : ただいまの報告について、何か、ご質問はございませんか。
 特にございませんか。特にないようでしたら、今月は、議案等の提出がございませんので、早速、事業報告及び事業計画の事項に入ります。学校教育課より、順次、説明をお願いします。
- 学 校 教 育 課 長 : 学校教育課の事業報告及び計画を説明(10月の事業報告及び11月の事業計画、内容省略)
- 指 導 室 長 : 学校教育課 教育指導室の事業報告及び計画を説明(10月の事業報告及び11月の事業計画説明、内容省略)
- 生 涯 学 習 課 長 : 生涯学習課社会教育係・スポーツ振興係の事業報告及び計画を説明(10月の事業報告及び11月の事業計画を説明、内容省略)
- 郷 土 資 料 館 長 : 生涯学習課郷土資料館の事業報告及び計画を説明(10月の事業報告及び11月の事業計画を説明、内容省略)
- 霞ヶ浦公民館長 : 霞ヶ浦公民館の事業報告及び計画を説明(10月の事業報告及び11月の事業計画を説明、内容省略)
- 千代田公民館長 : 千代田公民館の事業報告及び計画を説明(10月の事業報告及び11月の事業計画を説明、内容省略)
- 図 書 館 長 : 図書館の事業報告及び計画を説明(10月の事業報告及び11月の事業計画を説明、内容省略)
- 委 員 長 : ただいまの説明で、何か、ご質問はございませんか。
- 委 員 : 千代田公民館にお聞きしますが、講座の男の料理教室は、平日では無く、日曜日等に実施できますか。
- 千代田公民館長 : 今のところは講師の先生の都合に合わせて、平日に行っておりますが、参加者が集まらないので、今後、土曜日、日曜日に出来ないかどうか、講師の先生とも相談させていただきます。
- 委 員 : 学校教育課にお聞きしますが、10月15日、10月22日の教育委員会事務点検評価會議ですが、内容は外部の方が、教育委員会の実施内容を要や不要などで評価することですか。
- 学 校 教 育 課 長 : 総合計画の施策ごとに資料を作成し、実施内容を要や不要というよりも実施内容に伴う意見を伺って、それを資料にまとめ、最終的には教育委員会に報告する予定です。
- 委 員 : わかりました。次に、郷土資料館にお聞きします。活動した内容は分かるのですが、出席者の人数を教えてください。
- 郷 土 資 料 館 長 : 講座の参加者ですが、映画「桜田門外の変」は、午前の部・午後の部ということで合計54名入りました。古代米作りにつきましては、親子で40名程度、その他の役員さん、ボランティアも参加しましたので約50名の参加者です。
- 委 員 長 : 各課いろんな行事をやっていますが、何か行事をやる時はたくさん集まって欲しいものです。その時に日程の調整が必要です。例えば、11月8日の親子手作り甘味嚮講座ですが、各小学校で親子芋掘り大会や収穫祭と重なっています。学校では年間計画が最初に決めていますので、企画する際、確認して調整すると人がより集まり易くなりますので願

いします。

次に、図書館にお聞きしますが、本の貸し出し方法が変わりましたが、説明をお願いします。

図書館長： 図書システムですが、10月1日から新しいシステムが入りました。今までは、受付で貸出返却については1冊1冊バーコードで処理していましたが、現在は本にICチップが付いていますので、一度に5冊程度を一回で処理できるようになり、貸出返却がスムーズになりました。それと、図書館のみで千代田分館には設置していませんが、入口の所にゲートを設置し、盗難防止や入館者のカウントなどに対応します。

ただし、まだ稼働はしておりません。理由は、今までに貸出した本が返却される際、ゲートを通りブザーが鳴る場合がありますので、旧システムで貸出した分が返却された後にゲートを稼働する予定です。利用者にとってはICチップを使用できるということで、受付返却がスムーズにでき、職員につきましては、図書の管理向上が出来ますので、新しいシステムに入れ替えた次第です。以上です。

委員長： ありがとうございます。それと次回の資料からは、講座の参加者等の人数も記載するようお願いいたします。

その他、なにか、ご質疑ありませんか。

(「特になし。」の声あり)

特に無いようですので、その他の事項に移ります。事務局から何かございますか。

学校教育課長： 学校教育課より4点ほど説明をさせていただきます。

1点目に、「かすみがうら市いじめ防止等に関する条例及びかすみがうら市いじめ防止基本方針の策定について」ですが、明日、市議会の文教厚生委員会と、その後の全員協議会で説明する予定でございます。

当初は、6月27日の教育委員会定例会でいじめ防止基本方針を策定したいということでご説明しており、その中では8月中旬からパブリックコメントを行って、11月に方針を決定し、附属機関の関係条例を12月の定例会に上程するように進めておりましたが、坪井市長より、いじめに関する防止の条例を制定して、対策等をしたいということで、基本方針のほかにいじめの防止条例を制定するため、改めて説明させていただきます。

趣旨につきましては、前回の基本方針の策定と同じような考えでございまして、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、その対策について、国及び学校における対策が義務化され、地方公共団体にも地域の実情に応じた基本的な方針の策定などの対策が求められました。国では同年10月に国の基本方針を定め、平成26年3月には県の基本方針が策定されました。

本市では、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向け学校、地域、家庭が取り組むために、市の取り組み、学校の取り組み、家庭、地域の連携及び役割などを条例及び基本方針としてまとめ、市のいじめ防止活動の推進を図るものです。

概要につきましては、組織設置のイメージになります。かすみがうら市にいじめ問題等対策連絡協議会を法14条1項に基づき設置をして、いじめ防止関連機関の連携強化を図るために、学校、PTA、教育委員会、福祉関係機関、警察、法務局、その他機関で構成設置されます。いじめ問題等対策委員会は、6月の説明の際に、基本方針に挙げておりましたが、今回、条例化に合わせ、いじめ防止のための具体的な対策を実行的に行うために設置をすることになり、弁護士、学識経験者、心理又は精神科医、福祉等の専門的知識を有する者をもって構成設置す

るものです。学校の方では、いじめの防止等の対策のための組織、法の22条で規定する組織する義務があり、校長、教頭、教務主任、スクールカウンセラー、その他の関係職員とその他の関係者を持って構成する組織を設置し、いじめ防止等の対策を効果的に行います。

重大事態が起きた時の対応ですが、調査組織の第28条第1項に基づく調査組織でございますが、こちらにつきましては、学校が重大事態と思われる案件が発生した場合、教育委員会に報告があり、それに基づいて教育委員会が重大になると判断をして設置する組織です。こちらにつきましては、調査委員会は、いじめ問題等対策委員会と兼ねるということで、いじめ問題対策委員が、この調査にあたることになっております。こちらの所管は、教育委員会の所管となります。そして、こちらの組織で調査したのを、教育委員会に報告があり、教育委員会から調査結果を市長に報告することになります。市長は重大事態の対処が必要で再調査をする必要があると判断した場合は、再調査組織を30条2項に基づいて設置することになります。こちらにつきましては、いじめ事案の再調査ということで条例によって規定する再調査を行い、この組織につきましては、市長直属の担当部署で所管することで予定しております。市長は再調査の報告があり、防止等の対策のために必要となれば、対応を行うこととなります。

全体の流れを簡単に説明しますと、重大事態が発生した時は、学校に連絡があり、学校から教育委員会に報告を行い、教育委員会で重大事態と認める場合は、調査委員会で調査を行い、調査委員会から教育委員会に報告があり、その内容を市長に報告することになります。市長は、必要があると認める場合は、再調査委員会で調査を行い、それを市長が、市議会へ報告する流れになります。

今後のスケジュールは、本日、定例教育委員会で報告をして、10月29日市議会文教厚生委員会で説明して、10月30日部長会議、11月4日に庁議で条例案と基本方針の素案を決定します。その後、11月13日に開催が予定されています市議会全員協議会に説明して、11月下旬から1月中旬にパブリックコメントを実施する予定です。その後にパブリックコメントで意見を頂き、意見等を反映させたものを1月下旬の教育委員会定例会で条例案と基本方針を説明する予定です。その後、部長会議、庁議を経まして、市議会定例会で条例の審議を行う予定です。こちらの説明については、以上です。

- 委員長： たいだいまの報告について、何か、ございせんか。
- 委員： 市長が必要と認めれば、再調査委員会を行うとありますが、これは別の委員会で人も別でしょうか。
- 学校教育課長： 初期の調査委員会は、教育委員会で組織する組織が調査しまして、市長の方の調査委員会は、構成員が別の方で調査にあたるものです。
- 委員： 分かりました。
- 委員長： いじめは突然起きて緊急に来る訳ですから、弁護士や専門家はすぐに人選しておく必要があると思います。これについての案はあるのでしょうか。
- 学校教育課長： 条例をいまから制定して行く段階ですので、現時点ではどなたかというものではありませんが、弁護士を入れるとか精神科医を入れるとかそういう区分では予定をしております。
- 委員長： 分かりました。ありがとうございます。
- 委員： かすみがうら市いじめ防止に関する条例を坪井市長が制定したいという説明でしたが、前の段階で、教育委員会から出ているいじめ防止基本方針が国の「いじめ防止対策推進法」を受けていたと思います。新たに

- 条例を制定することで、どのようなメリットがあるのですか。
- 学校教育課長： 6月、7月の段階では、基本方針の策定ということで、あくまで市の計画という位置づけでしたが、今回、条例ということで市として基本方針をより強く位置づけるということになります。
- 委員長： 形式的な法令や組織を作るが、実際に、いじめを受けているものに実質的に動くかどうかというのが一番の心配で、本当に各学校で起きたことに、一人一人の子どもを助けられるように動いてほしいと願って言っているのです。言葉ではいろいろなことが出来るが、本当に動くためにはどうすればいいかということです。
- 委員： 条例が定まってないと出来ないことがあるので、今回、条例にするということですか。
- 学校教育課長： より強く、明確に位置付けるということになります。
- 教育部長： これに至った経緯を考えて頂きたいのですが、平成23年滋賀県大津市いじめ事件の事案がありました。その際、学校と教育委員会で不適切な対応が有り、大きな問題になりました。特に、市と、教育委員会で意思統一が図れない、責任の所在が明確でないというのが一番の大きな問題になったと思います。
- 条例に定める必要があるかというご質問は、もともとだと思いますが、極力抜け道のないように条例にする必要があります。又、市民にアピールする効果があります。逆に言いますと、行政側を縛る事にもつながりますが、責任を考えて条例で定めるということが根底にあります。
- ただし、条例が出来たということであるのではなく、今までやっていた事を条例にするとお考え頂きたいと思います。
- 当初は、委員の皆様説明したように条例まではしないで、基本方針で留めて、実施する予定でしたが、坪井市長の公約にも入っており、それにつきましては内部でも協議したのですが、よりメッセージ性が強い、条例という事に踏み出したものです。
- 委員： はい、分かりました。
- 委員： 何か起きた時にスムーズに解決していく道筋を条例にするということです。
- 委員： こういう条例で意気込みをアピールしてほしいと思いますが、制定したからといって、いじめがなくなる訳ではないと思います。もちろん、意識づけとして、いじめはいけないということを世間に広めるうえではいいと思いますが、これを作ったからといって安心という訳ではないので、今後の対応をよろしくお願いします。
- 委員長： 大山教育長、何かありますか。
- 教育部長： この前の教育長会議の時に、条例化が県内でもだいぶ進んでいると聞いております。
- 指導室長： 全て条例ではなく、市長の再調査委員会だけを条例にする市町村が多く、あとは基本方針の中で運用するそうです。かすみがうら市は、基本方針もあるのですが、条例の部分が他の市町村より多くなっております。
- 委員長： 分かりました。
- 教育部長： 県内の動向としましては、いじめをなくすため条例制定への取り組みが進んでいると感じます。
- 指導室長： 今年度中に、各市町村はいじめ防止について、条例または基本方針を作成することで進めています。
- 委員長： ありがとうございました。
- 設置スケジュールに従って、今後はいろいろ詰めていくと思うのですが、その時は報告をして、委員の意見を取り入れるようお願いいたします。
- 特になければ、次の事項に入ります。説明をお願いします。

学校教育課長： 2点目に、「霞ヶ浦地区統合小学校統合委員会の協議状況について」を報告させていただきます。今年度の霞ヶ浦地区統合小学校統合委員会については校名、スクールバスの検討などの共通した協議事項の場合は、合同で開催することとして協議を進めておりますので、概要を次のとおり報告します。

下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校統合委員会と佐賀・安飾・志士庫統合小学校統合委員会の開催概要です。すべて合同で開催しております。

5月22日、第5回合同統合委員会では、統合に係る条例案の可決についてと統合委員の選任方法について協議しております。

7月2日、第6回合同統合委員会では、委員長及び副委員長の選任と協議事項及び今後のスケジュールについて協議しております。又、校名については、新校名の選定基準の案。スクールバスについては、他の自治体の運行状況等の資料を提示して検討しております。

8月21日、第7回合同統合委員会では、校歌について作成方法の協議を行い、今後、専門家に依頼して校歌を作成するというので、統合前年度末までに完成するよう進めます。体操服、校名については、記載の通り協議しております。同日、統合委員会終了後に合同運営検討委員会を開催して、スクールバスについて協議しております。内容は、統合後の通学距離一覧と霞ヶ浦中学校の運行基準を説明しております。

9月17日、第4回合同運営検討委員会を開催し、体操服のデザイン決定に係る協議をしております。スクールバスについては、前回各小学校の保護者等の意見を集約できればということで、その意見の報告を受けております。主な意見としまして、下大津小学校では、自己負担の可能性について、児童が減ってくれば自己負担は必要なくなるのではないかという意見とか、美並小学校では、アンケートを実施した結果105名分集まって、約8割徒歩、2割の方がバスに乗りたくないという結果です。牛渡小学校では、有料でもスクールバスを利用したい。児童の安全と体力面を考慮し、徒歩は2km程度ではないかという意見とか、宍倉小学校では、学区が4km圏以上のため、スクールバスは有料でも無料でも利用することになるという意見とか、佐賀小学校では、原則として全員バスに乗せて欲しいなどの意見、子供会単位で通学するので、距離で切られるのも難しいなどの意見、志士庫小学校では、自己負担になっても全員乗せて欲しいという意見もありました。

10月22日、第5回合同運営検討委員会では、校名について協議して、校名の公募を9月5日から26日まで行い、それぞれ記載のとおり、南中学校区は60種類、北中学校区では、57種類の応募がありました。その後、統合委員で事前選考と選定を行いました。

また、下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校では33種類、佐賀・安飾・志士庫統合小学校では22種類に集約して、22日の合同運営検討委員会で校名案の絞り込みで、それぞれ15種類・13種類に絞り込みを行っております。この結果に基づき、統合校名案の選定アンケートを保護者と区長等に11月上旬の実施で予定しております。今後、11月及び12月の統合委員会でそのアンケートの反映した結果で調整し決定をし、平成27年市議会第1回定例会に学校設置条例の一部改正の上程を予定しています。

スクールバスについて、先ほど9月の運営検討委員会で反映された意見やこれまで示された資料に基づいて、統合小学校のスクールバスの運行に関するアンケートを保護者対象に11月上旬頃実施することになりました。アンケートの内容につきましては、一点目をスクールバスの運

行区域はおおむね2km以上となる児童が住居する集落を対象とすることについて、適当だと思いますかという内容と、有償での運行についてどう思いますかという内容と、スクールバスを利用したいですかという、3点についてアンケートを実施します。今後は、上記のアンケート結果を参考にしましてスクールバスの運行基準を検討して行くということで予定しています。

体操服について、プレゼンテーションの開催要項で協議しております。取扱業者の選定のためのプレゼンテーションを2月に実施し、取扱業者を決定する予定です。その後、平成27年11月頃に決定した取扱業者によるデザイン案3点の展示を行い、保護者による投票を実施し、最終のデザインを決定する予定です。

これまでの審議状況については、以上です。

委員長： たいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。
委員： 11月に実施するアンケートですが、スクールバスで2km以上の児童が対象ということですが、自分が2km以上と分かる資料が添付されますか。

学校教育課長： アンケートの協議の際に、運営検討委員会の中からもそういう意見があり、自宅からでなく大体の目安になる集落の距離を資料に付ける予定です。

委員： 大体のバス停場所決まっていますか。

学校教育課長： バス停までは、現段階では整理が付かない状況ですので、あくまで目安となる地点、集落であれば、どの地点に対する距離ということでお示しする予定です。

委員： 自分がどちらに入るか判断のつかない方から問い合わせがあったら、対応できますか。

学校教育課長： 問い合わせがあった場合は、資料の説明と合わせて対応します。

委員長： 他にありませんか。

特になければ、次の事項に入ります。説明をお願いします。

学校教育課長： 3点目に、「平成26年度の学校設備整備に係る進捗状況について」でございます。上から行きますと、小学校設備耐震促進事業については予定どおり執行しておりますが、契約額が当初より少ない為に、減額補正予算を計画しております。

次に、下稲吉小学校の設備整備事業予算ですが、小学校の地質調査を行っております。この後の説明で、基本の計画を立てているところでして別途説明させて頂く予定です。執行状況は予定通りとなっております。

次に、美並小学校の統合関係の環境整備事業ですが、今年度工事を三本予定しております。プールの改修工事、耐震補強及び大規模改造工事と校舎の増築工事です。プールの改築工事と耐震大規模工事を同時期に発注しましたが、プールの改築工事につきましては、不調となっております。こちらにつきましては、現在単価の見直し作業を実施しており、12月に補正予算で増額を予定しております。不調の考えられる原因ですが、資材や型枠等の労務費の高騰が原因と考えております。それに基づいて単価の見直しを現在行っているところです。増築工事は、現在発注を予定している段階で、11月6日に入札を予定しております。落札があった場合は、議会案件で12月の定例会に契約の議決をお願いする予定です。

次に、北中学校の統合環境整備事業ですが、平成27年度の工事を予定しており、本年度の単価の入替調整業務等を業務委託する予定で、現在発注の準備中です。

次に、中学校の維持促進事業ですが、下稲吉中学校校舎トイレ大規模

改造工事を予定しておりましたが、国の補助金が不採択となっております。このため、本年度の工事は見送りとなっております。次年度、補助の採択に合わせて工事を実施したと考えておまして、12月補正で減額補正を予定しています。

次に、中学校耐震管理事業ですが、次年度下稲吉中学校の屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事を予定しており、そちらの設計業務の業務委託です。執行状況は順調です。

次に、南中学校施設統合環境整備事業ですが、本年度の屋内運動場大規模改造工事を予定しており、8月26日に仮契約をし、9月に定例会で本契約の決議を頂き、本年度末までの工事期間として、現在工事中です。備品の購入、こちらにつきましては、工事の進捗状況で発注予定となっております。説明は以上です。

委員長： たいまの説明で、何か、ご質疑はございませんか。
委員： この進捗状況でいけば、平成28年度の統合には支障はないですか。
学校教育課長： 現在のところ支障が出ないように整備しております。美並小学校のプール改築工事と校舎の増築工事を予定していますが、プールが9ヶ月、増築工事が10ヶ月を予定しています。今年度中に発注出来れば、統合までには完了するものと考えております。

委員長： 霞ヶ浦地区統合プールは、中学生もプールをする時は利用しますか。
学校教育課長： はい。美並小学校の隣接した敷地になります。

委員長： 特になければ、次の事項に入ります。説明をお願いします。

学校教育課長： 4点目に、「下稲吉小学校改築整備に係る基本計画について」です。下稲吉小学校の整備につきましては、これまで管理棟校舎耐震大規模工事、管理教室棟の増築工事が平成24年度に完了しまして、平成25年度に屋内運動場の改築が完了しております。残っております中央校舎と東校舎、水色の線で囲いました校舎につきましては、改築をする予定でございます。東校舎のうちB棟777㎡につきましては、耐震度が不足しております。危険改築にあたるということで補助金対象の施設でございます。現在、北校舎で、緑で示してあります校舎がリース校舎で、現在1年生の4クラスと特別教室が入っていますが、こちらに付きましても主なものは改築校舎へ移設する予定です。その後の使用目的は、多目的教室や児童クラブに活用する考えでございます。

該当施設の使用状況ですが、水色の所が中央校舎と東校舎の部分でございます。左の緑色の部分が北校舎となります。黄色で塗った部分が改築工事をする部分です。その他ですが、児童クラブ等が中央校舎に入っておりますが、今後につきましては北校舎に入ることを検討しております。

次に、3ページですが、建設事業費の検討ということで、それぞれ委託費が27,500千円、概算工事費として計上しております。こちらにつきましては、今年度設計業務を依頼しており、実績を考慮して、積算した額となっております。解体費ということで、中央校舎と東校舎を解体し、利用しますので記載の費用がかかる予定です。建築費ですが、校舎の改築2,160㎡で589,680千円が、費用として計上しております。この校舎の建築につきましては、鉄骨造の3階建を予定しており、それに基づく単価で積算しております。外構の工事ですが、中央校舎と東校舎を解体した後の外構の駐車場・ロータリー等の設置、または、排水処理の設備することなどで45,500千円を見込んでおります。備品等は、改築等の備品でございます。基本的には既存の備品を使用することということで5,000千円を見込んでおります。合計しまして、740,220千円を概算費用として予定しております。

次に、財源の検討ですが、国庫補助金が危険改築と認められる部分は777㎡の解体費用のうち、570㎡が対象になる予定であり、国庫補助金を35,320千円見込んでおります。その他、合併特例債を活用するというので、669,655千円を見込んでおります。その他単独費として35,245千円、合わせまして事業費合計と同額でございます。

次に、4ページですが、全体の配置図ということで、改築後の配置図になります。これまで中央校舎と東校舎が立っていた部分については、主に駐車場として活用し、校舎の東側に新たに出入り口を設置する予定です。計画の建物は、管理教室棟の建物に接続し、その建物の西側に建てる予定です。

次に5ページですが、1階の平面図です。1階が1年生の普通教室4クラスを予定しております。その他にコンピューターの特別教室を予定しております。

次に6ページですが、2階と3階の平面図です。下側が2階で、上側が3階の配置図でございます。2階では、2年生の普通教室4クラスと特別支援学級4教室を予定しております。特別教室として家庭科室を予定しています。3階では、3年生の普通教室4クラスと国際教室1クラス、あと図工室を予定しております。概略はこういうことで予定しているということで、今後、明日の文教厚生委員会で説明させて頂いて、その後市議会の全員協議会で説明させて頂いております。説明は以上です。

委員 長 : ただいまの説明で、何か、ご質疑ございませんか。
委員 : 下稲吉小学校の完成は、いつごろになるのでしょうか。
学校教育課長 : 平成27年度と平成28年度で工事は予定したいと考えております。
委員 : 大きく出入り口を変え、大きな工事ですが、予算的にかなりの部分が、合併特例で賄え、概算事業費が約740,000千円の内35,000千円が市の負担ということですか。

学校教育課長 : はい。
委員 長 : 1学年4クラスですが、それ以上増えないですか。
学校教育課長 : 現状で4クラスあるのは今年度で3学年のみです。今後の見込みで間に合う予定です。

委員 長 : そうですか。その他ありませんか。
教育 長 : 今後、入口は、東側だけになってしまうということですか。
学校教育課長 : 現在、西側に正門があり、車両等は、西側から入る状態ですが、今回、駐車場の場所に建物が配置されますので、車等の乗り入れは無理な状況です。歩行者・生徒の入り口としては活用出来るかと思いますが、自動車の乗り入れは出来ないようになります。

教育 長 : この道路は、渋滞が多い道路です。西側の入り口が使えなくなると、左折はし易いが、わかぐり運動公園からの右折を考えると交通渋滞が一層増すと考えます。

学校教育課長 : 現在の構成配置になりますと、工事期間が長いので仮設校舎を作る必要があり、仮設の校舎も億単位で掛かりますので、こういう整備が、現状では実効性があるということで決定したものでございます。

委員 長 : その他、なにか、ございませんか。
(「特になし。」の声あり)

委員 長 : それでは、次回の定例教育委員会の日程を決めたいと思います。11月17日、月曜日、午前9時から霞ヶ浦庁舎の大会議室で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにいたします。
以上で、本日の定例教育委員会を閉会いたします。
お忙しい中、ご審議、誠にありがとうございました。
起立、礼。

教 育 部 長 :

閉会 午前10時30分

委 員 長

書 記 斎藤隆男

書 記 鈴木教男